

【訪問看護】
【介護予防訪問看護】

重要事項説明書

利用者氏名 _____ 様

一般社団法人 ポラリス
在宅看護センターポラリス

令和 6 年 3月1日版

1. 法人の概要

法人名	一般社団法人 ポラリス
代表者名	代表理事 佐々木 浩美
所在地・連絡先	江別市野幌東町45-11 電話 011-382-8942

2. 事業所の概要

(1)事業所の指定番号

事業所名	在宅看護センターポラリス
所在地・連絡先	○江別市野幌住吉町 11-9 電話011-807-7405 FAX 011-807-7406 ○栗山町 松風4丁目41-2 サンコーポ102 電話0123-76-7393 FAX 0123-76-7394
事業所番号	0161090253
管理者名	佐々木浩美

(2)事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	計
管理者	1		1
看護師	2	5	7
作業療法士	1	1	2
医療事務		1	1

(3)サービスの営業日及び営業時間、サービス提供地域

営業日	月曜日～土曜日
休業日	日曜日、年末年始(12/30～1/2)
営業時間	8:30～17:30(※)
サービス提供地域	江別市 栗山町(※) 南幌町(※) 由仁町(※) 札幌市厚別区

※ ご利用者の身体状況に応じて、緊急時訪問看護加算の契約を行っている場合には、24時間365日の対応も行っております。

緊急時訪問看護加算のご利用 ☐ 申し込みます ☐ 申し込みしません

※ 地震、災害、悪天候時に訪問担当者のやむを得ない事情で訪問できない場合があります。
上記以外の地域も、相談に応じます。

(4)事業所の運営方針

- 1)事業所は、訪問看護の実施に当たっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえ健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図ると共に、看取りも見据えた生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援いたします。

- 2)事業所は、必要ときに必要な訪問看護および介護予防訪問看護の提供ができるように努めます。
- 3)事業の実施にあたって、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(5)事業所の理念とサービス方針 《理念：あなたはあなたのままでいいを支えます。》

《 サービス方針 》

- 1) 病気や障害を持つ人々が、住み慣れた地域で自分らしく生活できるように、心身の健康と暮らしを整えます。
- 2)医療と看護と介護をつなぎ、あなたと家族を多職種のチームで支えます。
- 3)家で過ごしたいと願うすべての人々のニーズに応え、療養場所を問わず安心・安全・安寧に療養できるように努めます。
- 4)病気の苦しみを癒し、緩和ケアを提供します。
- 5)人々の尊厳を守り、孤独死のない地域社会のために貢献します。
- 6)従業員のやりがいを生み、幸せな暮らしを共に作ります。

(6)訪問看護サービス内容

1)療養上の世話

清拭・洗髪等による清潔の管理・援助

食事(栄養)及び排泄等日常生活上の世話

2)診療の補助

病状・障害の観察

褥瘡の予防・処置

カテーテル管理等の医師の指示による医療処置

ターミナルケア(疼痛管理などの緩和ケア)

3)リハビリテーション

嚥下機能の評価と食事形態の助言

転倒防止、筋力低下防止のための機能訓練

4)家族支援に関すること

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(7)カウンセリングサービス

病気のこと、治療のこと、療養場所のこと、介護問題のこと、その他ご家族の困りごとの相談に乗ります(※詳細は別紙)。

3. 利用料及び利用者負担金

- (1)基本利用料として、健康保健法または高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。
利用者は「在宅看護センターポラリス 料金表(別紙)」に定めた訪問看護サービス内容に対する

所定の利用料及びサービスを提供する上で別途必要になった費用を支払います。

注) 准看護師の場合は、別料金となります(詳細は別紙参照)。

2割負担の利用者さんは1割負担の金額の倍額となります。

注) その他、個別の契約内容により、料金(※料金表で説明いたします)が異なります。

(2) その他の費用

介護・医療共通 オプション利用料		
① 支給限度額(介護)超えた場合	超えた分のみ全額負担	
② 実費(1時間半を超える)	1回 30分につき	3,000 円
③ 外出支援(受診、式典参加、花見他)	1時間	6,000円
④ 外泊支援(退院前試験外泊、旅行他)	1日	8,000 円
⑤ 死後の処置	処置料	10,000 円
⑥ キャンセル料 ※	当日のキャンセル	1,000 円
医療保険 オプション利用料		
① 休日(日曜)料金	1日につき 2,500 円 (月上限 5000円)	
② 時間延長料 1時間半を超えた場合	1回 30分につき	3,000 円
③ 交通費		

※但し、ご利用者の病状の急変や緊急入院などのやむを得ない事情がある場合には、キャンセル料はご請求いたしません。

4. 秘密保持と個人情報の取り扱いについて

(1) 事業所及びその職員は訪問看護(介護予防訪問看護)を提供するうえで知り得た利用者又はその家族の秘密を、在職中及び退職後も守ることを義務とします。

個人情報の取り扱いについて、職員の研修につとめ漏えいのないよう留意いたします。

(2) 事業所及びその職員はサービス担当者会議において利用者又はその家族の個人情報を提供する場合は、事前の同意を得ます。

(3) 事業所は、ご利用者の求めに従って、ご利用者自身に関する情報(ご利用者記録、サービス提供記録、その他)を開示いたします。但し、ご本人あるいは身元引受人でない方

からのご請求につきましては、書面にてご利用者本人の了解を得てからになります。

- (4)事業所はご利用者様に往診医が入っている場合、速やかに関係機関(ケアマネ・往診医・福祉用具業者等)に連携をとり、対応を図るために ICT や FAX を活用した情報提供を行っています。

5. 緊急及び事故発生時の対応

- (1)サービス提供中に、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

ご家族 氏名	続柄
連絡先(昼)	連絡先(夜)

主治医 医療機関名	医師名
電話	

居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)	担当者
電話	

- (2)訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村や関係機関への事故発生の報告を行うと共に、必要な措置を講じます。

- (3)利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、誠意をもって速やかに対応致します。

6. 災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。
災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保した上で、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

7. 苦情申し立て窓口

(1)事業所の相談・苦情担当

一般社団法人 ポラリス 在宅看護センターポラリス 管理者 佐々木 浩美	電話 011-807-7405 FAX 011-807-7406
受付時間 平日 8 時 30 分～午後 5 時 30 分(但し正午から午後 1 時を除く)	

(2)その他の相談・苦情窓口

住所地の各区役所			
江別市	介護保険課	電話	011-381-1067（代表）
石狩振興局	保健環境部保健福祉部	電話	011-204-5864(代表)
北海道庁	高齢者保健福祉課	電話	011-231-4111（代表）
国民健康保険団体連合会(国保連)介護福祉課 障がい者支援課			
		電話	011-231-5175（代表）

8. 説明確認・同意

令和 年 月 日

訪問看護(介護予防訪問看護)の提供を開始するにあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要事項を説明しました。

一般社団法人 ポラリス	江別市野幌住吉町 11-9		
在宅看護センターポラリス	管理者	佐々木 浩美	印
説明者	氏名		印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問看護について重要事項の説明を受けました。

ご利用者

住所 〒 _____

氏名 _____ 印 電話 _____

ご家族(代理人)

住所 〒 _____

氏名(続柄) _____ 印 電話 _____